

平成２７年度第２回京都市子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会 会議録

１ 日 時 平成２７年７月２１日（火）午後１時３０分～午後３時３０分

２ 場 所 京都市総合教育センター１階 第１研修室
（下京区河原町通松原上ル二丁目富永町３４４番地）

３ 出席委員 （五十音順，敬称略）
禹，植野，岡田，小倉，國重，佐伯，佐藤，新家，高林，竹田，宮本，矢野，山内

４ 次 第

<議題>

- １ 正副会長の選任について
- ２ 平成２７年度「京都市はぐくみ憲章」の実践の推進に関する取組（案）
- ３ 平成２７年度「京都市はぐくみ憲章実践推進者表彰」（案）
- ４ 平成２７年度「京都市はぐくみ憲章実践してます！宣言」の募集（案）

<報告>

- １ 緊急の方策に係る動向について
- ２ その他

５ 会議録

藤田副市長（冒頭挨拶）

<議題>

１ 正副会長の選任について

子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例施行規則第１条第２項の規定に基づき，委員の互選により新家委員が会長に選任された。また，同規定に基づき，新家会長が，宮本委員を副会長に指名した。

２ 平成２７年度「京都市はぐくみ憲章」の実践の推進に関する取組（案）

事務局（山内課長）
（資料２に沿って説明）

(1) 京都市はぐくみ憲章「実践推進者表彰」に係る被表彰者（団体）の選考について

事務局（山内課長）
（資料１－１～資料１－３に沿って説明）

委員

事務局からも説明があったが，被表彰者の選考は，必ずしも資料１－２「事前審査集計結果」の点数にしばられるものではなく，表彰部門ごとに３件選考するという点についても，必ず３件ずつでなければならないというものでもない。そうした点も踏まえて，御意見をお願いする。

委員

地域活動部門の第1～3位は、私も良いと思った団体である。この団体を表彰するという
ことで良いのではないかな。

委員

事前審査の合計点で選考するという点については賛成である。

一方で、部門ごとに応募件数に差があるため、どの部門も3件ずつ選考するのは不公平に
思える。例えば、地域活動部門は5件、育ち学ぶ施設部門は2件、事業者部門は2件を選考
するというのが良いのではないかな。

委員

各部門の上位3件を見ると、地域活動部門は3位と4位が1点差だが、育ち学ぶ施設部門
や事業者部門は2位と3位に点差がある。応募件数からいっても、点差の観点からいっても
地域活動部門を多く表彰してはどうかと思う。

委員

4位の「双子の会」を評価したい。私たちは双子を見かけるとついつい「かわいい」と言
ってしまうが、保護者は子育ての大変さから、かえってそれをつらいと感じてしまうことも
ある。また、双子で障害を持つ児童もいる。そうした状況の中で、平成6年から頑張って活
動されており、評価したい。

委員

事前評価の結果は、私の評価とほぼ同じである。評価し直すとなると難しい。表彰件数9
位にこだわらなければいけないのか。各部門の被表彰件数については、地域活動部門6件、
育ち学ぶ施設部門2件、事業者部門2件の10件とするのはいかがかな。

委員

被表彰団体数については、当初、概ね5件を表彰するというで制度を開始し、今年度
は部門を設けたため、3部門各3件程度を表彰することとした。事務局では、被表彰件数に
ついてどのように考えているのか。

事務局

大幅に増えることは想定していないが、必ずしも9件にこだわるものではない。地域活動
部門が3件を超えても差し支えない。その兼ね合いで育ち学ぶ施設や事業者部門を2件にす
るのか3件のままいくのか等についても、御審議いただければと思う。

委員

長年の活動実績がある団体を表彰するのか、新しい活動でも今後期待して表彰するのか。

事務局

過去1年の活動実績があれば被表彰対象としている。選考基準に照らし合わせて、選考いただければと思う。長年の活動に報いるという意味で選考いただいても、たとえ活動実績が1年であっても先駆的な取組を選考いただくということでも良い。

委員

地域活動部門への応募が多いので、この部門を多く表彰するのは良いと思う。

委員

表彰件数が増えれば、他の団体への刺激にもなるし、表彰される団体も更に活動を頑張っていこうと思っていただけるだろう。10件表彰するということで良いと思う。

委員

結果は申し分ないが、表彰して終わりではなく、表彰されなかった活動も含めて、これらの活動をいかに情報発信していくかが大切である。

委員

議論すればきりが無いが、最初に決めた各部門3件ずつという枠組みの中でなら、これで良いと思う。選ばれなかった活動もだめというわけではなく、今回の枠組ではこうした結果になったという説明ができれば良いと思う。

委員

当初は、各部門3件ずつ表彰する想定であったが、件数については柔軟に対応するという御意見が多い。

委員

応募用紙の記載はどのようになっていたのか。

委員

3つの表彰部門を設けること、部門ごとに3件程度を表彰することを記載している。

委員

それであれば差し支えない。部門ごとに3件表彰するとしていたのに2件しか表彰しないことにならないか確認したかった。

委員

他に御意見はいかがか。

ないようであれば、地域活動部門は事前の点数評価 1 ～ 6 位の 6 件，育ち学ぶ施設部門は 1 ～ 2 位の 2 団体，事業者部門は 1 ～ 2 位の 2 団体を表彰するのでいかがか。

御賛同いただける方は拍手をお願いしたい。

<拍手，承認>

(2) 「京都はぐくみ憲章実践してます！宣言」に係る広報用作品の推薦について

事務局

(資料 2 - 1 ～ 資料 2 - 2 に沿って説明)

委員

それでは，広報用ポスターに掲載する作品として，事務局から提示のあった 29 作品の中から 5 件を選んでまいります。「このメッセージが良い」とか「この写真がポスターにふさわしい」など，御意見をお願いします。

委員

キャラクターが掲載された写真は問題ないのか。

事務局

ポスターに掲載する際には，商品名やキャラクターがわからないように加工する。

委員

どのようにポスターに掲載するのか。作品がポスターのメインとなるのか，背景となるのか。

事務局

作品を全面に出したい。

委員

ポスターには写真だけでなくメッセージも掲載される点がポイントである。選んだ作品によって，レイアウトも変わってくるのか。

事務局

御指摘のとおり。御意見があれば可能な限り取り入れるが，作品を選んでいただいたうえでのデザインやレイアウトについては事務局にお任せいただきたい。

委員

No. 2 1 の「どんぐりみつけた」の子どもの表彰が良い。No. 2 2 「いつも，そばにいるよ」が良い。

委員

いろいろな御意見が出てなかなかまとまらないことが想定される。まず、自由に意見交換を行った後、事務局用紙を配布するので、良いと思う作品を2つ選んで御推薦いただくという流れで進めていく。

委員

写真に写っている人たちはポスターに掲載されることを了承しているのか。

事務局

広報に活用されることを了解のうえ、応募いただいている。応募用紙にも記載している。

委員

画像の荒い写真を選んでも大丈夫か。

事務局

資料に掲載する際に解像度が低くなっている場合があるが、推薦いただいて問題ない。

委員

それでは、良いと思う作品を2つ選んで、用紙に記入していただきたい。事務局で集計のうえ、後ほど結果を報告する。

(3) 「京都市未来こどもはぐくみプラン（仮称）」中間取りまとめ案について

事務局

（資料3に沿って説明）

委員

本日出た意見は、パブリック・コメントとして扱われるのか。

事務局

本日いただいた意見、明日までにいただいた意見ともに、パブリック・コメントとさせていただきます。

委員

P14の「施策を展開する今後の方向性」において、「子どもに対して食育の担い手となるよう支援していく」とあるが、日本語が分かりにくい。子どもが食育の担い手になるというのはおかしい気がするが、それを支援するという意味のようにも取れる。

P24に「京都府において刑法犯で検挙された少年のうち、約半数が再犯であり、全国の

再犯率を上回っています。」とあるが、この文意からすると「再犯者率」ではないか。

事務局

本冊を概要版にまとめる際、表現がわかりにくくなっているかもしれないが、食育の部分は、子どもが、次の世代の食育の担い手となるよう支援していくという意味だったかと思う。

再犯率については、確認する。

委員

P16の「放課後の子どもたちの居場所づくり」については、国の法改正により、学童クラブの児童1人当たりの施設面積や職員の配置基準が定められることとなり、京都市でも国に準拠して実施していくこととなっている。本市では、学童クラブ事業と児童館事業を一体として実施してきた経過がある。今回の内容は非常に前向きであり、プラン通り実施していただきたい。

(2) 「京都はぐくみ憲章実践してます！宣言」に係る広報用作品の推薦について

委員

推薦の集計が出たので、報告する。1位はNo.14「絵本と共に」7点、2位はNo.22「いつも、そばにいるよ」5点、3位はNo.5「おしりがついちゃった！」4点、4位はNo.8「本好き親子」とNo.25「走るこども」3点であった。この5件を推薦することとする。

<拍手、承認>

委員

ポスターはいつごろできるのか。

事務局

1月下旬から市政広報板などに掲示予定である。

委員

素晴らしいポスターを期待している。

(4) 京都はぐくみ憲章普及啓発事業について

事務局

(資料4に沿って説明)

委員

人づくり21世紀委員会でも、京都タワーライトアップについては意見が出ている。ライ

トアップそのものが目的ではなく、数日間、街頭啓発をしてそのゴールとして、又は、啓発週間のスタートとしてライトアップをすれば、素晴らしい活動につながるのではないかと話し合っている。活動を行ってもなかなか注目されないが、ライトアップによってマスコミに取り上げてもらうことが期待できる。

委員

京都駅前には観光客が多い。京都市民向けなら、街頭啓発の場所も検討する必要がある。

事務局

京都駅前だけでなく、四条烏丸など京都タワーが見えるところでの実施についても、多くの団体の参加協力が得られるようであれば、可能な限り実施していきたい。

委員

フェイスブックの友達は現在300人弱ということであるが、せめて2,000～3,000人を目指していただきたい。委員の皆様も是非御協力いただきたい。

(5) 緊急の方策に係る動向について

事務局

(資料5～7に沿って説明)

委員

この推進協議会は、表彰の選考だけを行う場ではない。子どもを取り巻く課題について、市民が行政と共に考えていくための会であり、こうした緊急課題は非常に重要である。

児童虐待防止の啓発ポスターについて、インターネット上で「これでは、加害者が悪いと言っているように見えるが、児童虐待防止の趣旨はこうした加害者をも支援していくことであり、政府広報ポスターは視点が違う」という意見が少なからずある。

事務局

児童虐待防止の啓発では、2つの観点がある。1つ目は、広く皆様に訴えかけ「虐待かもしれないと思ったすぐにお知らせください」ということを伝えることで、2つ目は子育てに悩んでいる方に対して、「気軽にご相談ください」と伝えること。両方の観点から広報に努めている。

委員

危険ドラッグについては、中京区にも販売店があり、地域住民の声や京都府警の協力により1店は撤退したが、まだある。皆で協力していくことが重要である。

(6) 今後のスケジュール

事務局

(資料8 今後のスケジュール)

(3) 「京都市未来こどもはぐくみプラン（仮称）」中間取りまとめ案について

事務局

先ほど、委員から御指摘のあった概要版P24「再犯率」について、本冊の表現を合わせて確認した。正しくは「再犯者の割合」すなわち「再犯者率」であった。

委員

検挙された少年のうち再犯者の割合が増えているということなら、新たに犯罪を犯す青少年は減っているということでもある。再犯してしまう少年への対策ということを記載しているのであれば良いが、言葉で意味が変わってくることもあるので指摘した。

委員

本日は様々な御意見をいただいた。他に御意見がなければ、以上で閉会する。

(以上)